**平成２９年度第８回 古賀市上下水道事業経営等審議会 会議録（要点筆記）**

日時：平成２９年１1月２０日（月）９：３０～１１：３５

場所：市役所 第２庁舎２階 中会議室

〇第７回審議会の会議録について

承認する。

〇古賀市水道事業の課題と対策について

＜審議事項＞

（委　員）　改定案１は生活用の下がり幅が少なく、改定案３は企業への負担がかなり大きいことから、改定案２がよいのではないか。

（委　員）　当初の行政の目論見もあるのでは。食品関係の工場は水の使用量がかなり多いので影響も大きい。企業誘致のころから状況が変わっているのは理解できるが、４年に一度見直すのであれば長期的な視野に立って区分の変更が必要だと思う。１０％でも厳しい。企業の反発はあると思う。また、生活用５％の減額ではインパクトがないという意見があったが、順位が近隣の平均より下に来るということをアピールすれば市民の納得は得られるのではないか。現状の収支が大変だというのであれば別だが、当面は大丈夫だということであれば、いきなり１０％以上というのは疑問。

（会　長）　答申には生活用何％、生活用以外何％というふうに明示しないといけないのか。

（事務局）　どれくらい動かすかの目安として、例えば改定案１であれば５％と９％と示しているが、おおむねこの前後１％に収まる程度で単価設定をしたいと考えている。改定案は３つ提示しているが、その間で設定することも可能。

（委　員）　すべてを同時にではなく、段階的に改定を行うことはできないのか。

（会　長）　答申の表現次第だと思う。示す改定案は一律だが、個別にあまりに大きな影響がでる場合には運用面でどのようにするのかということだと思う。

（事務局）　毎年段階的にとの話が出ているが、民間企業と違い、改定までに時間がかかる。審議会で議論し、条例を改正し、周知期間を置いてとしていると、なかなか毎年改定というのは現実的に難しい。見直しについては４年に１回ということで確認いただいたので、大きな変化を避けるということであれば、改定案の率を下げ、４年ごとに見直しながら微調整するのがいいのかなと考える。

（委　員）　段階的に改定するという答申を基に毎年改定ということはできないか。

（事務局）　毎年条例改正することができないことはないが、利用者からすると料金が毎年変わるというのは把握がしづらくなる。もちろんいろんな受け止め方があるので、少しずつ何度も改定するほうが良いという人もいれば、ぎりぎりまで我慢して一気に改定するほうがいいという人もいると思う。平成２１年から改定してこなかった理由でもある。

例えば、５０ミリでは費用ベースであれば５万３，０００円ほどかかっているところに６，４００円しかとれていない。４万７，０００円ほどの赤字を生み出していることを容認するのかというところだと思う。ここを修正していきたいと考えている。水源が豊富で事業体の規模も大きく効率的な生産ができている久留米市の料金と比較しても、古賀市の費用ベースでは倍の金額がかかっているのに、料金は４分の１か５分の１程度しか回収できていない。これが経営として許されるのかというところもあると思う。

（委　員）　料金体系について過去の見直しでは問題視されてこなかったのか。

（事務局）　平成２３年度くらいまでは売り上げが右肩上がりで伸びていたこともあり、経営としては問題ないとし、今の状態で経営を続けてくださいとの答申が出ていた。前回の改定の平成９年は大体8から９％の改定を行っている。

（委　員）　企業が得をしているというように聞こえるが、そもそもこういう料金体系を引っ張ってきたことに問題があるのでは。

（事務局）　通常たくさん買えばボリュームディスカウントで単価が安くなったりしそうなものだが、水道事業の場合は逓増性といって、水量が上がれば単価も上がるようになっているため、利益は企業から上がっているのが現状。決して企業が悪いという意味ではない。ただし、水量を使っていただいている企業はかなり大きな貢献をしていただいているが、なかには井戸水のバックアップとして太い管を引くが水道は使わない企業もあり、費用はかかっているが収益は全くあがらないという実態もある。今回の改定は、基本料金を設定することで、例えば改定案２であれば１４％増となっているが、これはあくまで平均値なので、実際には水道をバックアップとして使っている企業の負担は大きくなるだろうが、ある程度の水量を使っていただいている企業の負担はさほど大きくならないのではないかと考えている。他の事業体では、一定量を使わない企業からは、別途、契約料金等をとる例もある。

（委　員）　生活用以外の値上げにより井戸水の使用が増え、収入が下がることが考えられる。井戸水の使用に対する何らかの制約を定める必要があるのではないか。井戸水の使用によって起こる環境負荷について、環境アセスメント等調査をしていただき、井戸水の増加は難しいというコンセンサスを得た上で上水道への誘導をしていく必要があるのではないかと思う。答申書の中に生活用以外の利用者の上水道利用促進策も考えてもらいたいという内容も含んでほしい。

（委　員）　パーセンテージだけを見たら生活用以外が高くなっていると思うが、金額的な見方をしたら他の都市と比べれば大口の利用者は格安だと思う。そのことを考えれば、少しは上げても他の都市よりも安いという見方もできる。また、企業が移転するときに、どの程度水道料金の価格を重視するのかがわからない。

（委　員）　重視すると思う。誘致のときとは状況も変わっており、値上げはある程度仕方ない、時流なのかなとも思うが、他都市と比較して安いからというのは企業からしてみれば違うのではないかと思う。

（委　員）　逆に言えば、北九州市などは水道料金が安いが、敢えてそこに行かないのはどういう理由があるのか。

（会　長）　工業系の業種が多く食品を扱う企業はイメージの問題などで進出しづらいのかもしれない。

（委　員）　生活用以外の料金を下げることによって井戸水利用を抑制し、実質収入が増えるということはできないか。

（事務局）　２・３年前、（平成27年度）市内の企業にアンケート調査を行った。料金を下げることにより使用量が増える見込みはありますかとの問いに、見込みがないという回答がほとんどだった。

（委　員）　バックアップとして使用している企業からは費用分の負担だけでも取ったほうがいいと思う。

（会　長）　確かに、バックアップで水道を使用しない企業が負担していない費用を、ほかの人が負担していることは問題。その分だけでも負担いただくということは考えられる。

（委　員）　現行でいうとメーター使用料に当たる部分を値上げして、かかる費用に即した料金にし、従量単価は抑えてある程度の使用量がある企業の負担は抑えるイメージと理解してよいか。

（事務局）　お見込みのとおり。また、改定案を３案ご提示しているが、前回の資料の２６ページを見ていただくと分かるように、いずれも福岡市より安くなるよう設定している。

（委　員）　上がるにせよ、下がるにせよ、なぜそのように改定するのかという根拠をもって説明責任を果たさないといけないと思う。

（会　長）　料金体系をこれまで見直してこなかったことは反省材料で、今後はちゃんとやっていく。料金体系については整理して使用者に分かりやすい体系に改める。バックアップで使っていないところについては、使ってなくても市は投資しているので、その分については負担してもらうといった形でまとめたい。答申案の大きな流れとしてはこの文章で良いと思うが、改定率の部分については水道使用者が読んで納得感が得られるようにすることが大事だと思う。

（委　員）　企業の負担が減るのであれば、逆に生活用を値下げしなくてもいいのでは。

（事務局）　以前、この先４年の経営と収益状況は悪くないと説明した。敢えて収益を増やす必要性は現時点ではないと考える。４年毎の審議会の定期開催を審議いただいたが、その都度、現状と見通しに応じて適切な料金となるよう見直しを行っていきたい。もう一つ挙がっていたのは、費用負担の問題。きちっと使っていただいている企業には、費用はかかっているが、それ以上の貢献をかなりしていただいていて、ほとんどの利益は企業からあがってきている。しかしそうではない企業が問題となるので、そのためにはきちっとした料金体系が必要になってくる。

（会　長）　そこについて現在負担していないところに負担してくださいということは答申に入れていいと思う。

（委　員）　値上げ、値下げとかいうことよりも、料金体系の見直しをして、不公平感がなくなるという表現のほうがいいのではないか。基本水量の見直し等で恩恵を受ける使用者もいると思うし、バックアップ用として使う企業の増加について説明もあったが、改定により将来的に収益が上がれば、次回それをどうしていくかについて再度検討をすればいいのでは。

（事務局）　基本料金を設定することによって、結果として生活用以外が上がるということになる。そこの上限として、例えば、改定率が平均で１０％を超えないようにといったような、ある程度の目安を設定していただいたほうがいいのかなという気がする。

〇古賀市水道事業経営と料金制度のあり方について（答申）（案）について

１．古賀市水道事業の経営について

⑴　健全な運営のための見直しについて

　　　→案のとおり合意。

　　⑵　審議会の定期的開催

　　　→案のとおり合意。

　　⑶　収益の維持

　　　→案のとおり合意。

２．⑴　口径別料金体系への移行

　　　→案のとおり合意。

　　⑵　基本水量の廃止

　　　→案のとおり合意。

　　⑶　生活用と生活以外の負担割合の調整

　　　→次回、検討を行う。

＜主な意見＞

・「負担割合の調整」という表現に違和感がある。

・「実際の使用状況に基づいた料金負担のお願い」というような表現がいいのでは。

・「不公平感のない」という表現を入れてはどうか。

　　⑷　その他

　　　→案のとおり合意。

〇その他連絡事項

　　第９回会議は、１２月１５日（金）９時３０分からの開催を予定。

　　答申書手交式は、１２月２２日（金）９時３０分からの開催を予定。

第８回の出席委員への報酬等は１２月６日に支払い予定。